

令和 4 年度第 16 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 22 日

担当部・課：保健福祉部保護課〔内線 2499〕

① 件 名
住居確保給付金支給事業の特例措置の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>生活保護に至る前段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行され、離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方やそのおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当分を支給する住居確保給付金の支給を実施しているが、今般、住居確保給付金の支給に係る特例措置が延長となる旨の通知がなされた。</p> <p>【目的】</p> <p>特例措置の延長により、生活に困窮する世帯の住居の安定確保を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号） 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号） 石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱（平成 27 年告示第 142 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 5 節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現 1 地域での孤立防止を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 4 月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（年齢要件の撤廃、及び経済社会情勢の変動による収入減も支給対象）</p> <p>7 月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（算定家賃額の変更）</p> <p>令和 3 年 1 月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（支給期間の延長等）</p> <p>令和 3 年 11 月</p> <p>～令和 4 年 9 月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（再支給の申請期間の延長等）</p>
⑤ 主な内容
<p>令和 4 年 12 月 31 日までとしていた再支給の申請期限及び住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例措置を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する。</p> <p>なお、その他の対象要件、支給内容等については、従前のおり。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の住居の安定確保及び就労の促進が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>現計予算内で対応 （財源）生活困窮者自立相談事業等負担金（住居確保給付金事業） 国 3 / 4</p>

⑦ 他自治体の政策との比較検討
全国自治体で同一の内容で実施
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和4年12月 住居確保給付金の特例措置について省令改正予定
⑨ その他